

入ヨリ多額ノ減收ヲテハ更ニ考慮スヘト答ハタルニ
勞働者側ハ之ヲ諒トシテ三日間催ノ聯合委員會ニ報
告スヘキ旨ヲ答ハ辭去セリ
右及申(通)報候也

別記 嘆願事項

- 一、定期昇給ヲ爲ス事
- 二、出来高率給ノ一割五分ノ手当支給ノ事
- 三、五時間以上勤務経續ノ場合十五分間休憩ノ事
- 四、夜勤手当午後七時以後四歩支給ノ事
- 五、日曜出勤時間ヲ午前五時トシテ午後二時退場スヘク
変更ノコト